

◇受動喫煙防止対策にかかる最近の動き

概要		主な内容
国関連	受動喫煙防止法の成立を目指す超党派の議員連盟発足	<p>H26. 11. 10 「東京オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙防止法を実現する議員連盟」が発足。 会長に、自由民主党参議院議員尾辻秀久を選出し、以下の活動方針を決定。</p> <p><活動方針> 1. 本議連設立後3年以内に、屋内の公共的空間の禁煙もしくは完全分煙を義務化する、強制力を持った受動喫煙防止法の制定を目指す。 (2から4の方針は省略)</p>
東京都	受動喫煙防止条例の制定見送り及び助成制度の新設	<p>○受動喫煙防止の条例化について</p> <p>H26. 8. 17 知事がテレビ番組でオリンピックの開催を念頭に、全ての公共機関や飲食店の禁煙化について発言。</p> <p>H26. 10 「東京都受動喫煙防止対策検討会」を設置。 5回の会合を経て、2015年3月に意見の取りまとめ予定</p> <p>H26. 12. 27 知事が朝日新聞の単独インタビューに答え、受動喫煙防止の条例化について「直ちには難しい」と述べ、当面見送る考えを明らかにした。</p> <p>○受動喫煙防止対策の助成制度の新設 飲食店が禁煙と喫煙の間仕切りを設けて分煙する際、改装資金助成制度を来年度予算に反映。</p>
山形県	受動喫煙防止にかかる条例化の見送り	<p>H26. 9 知事が、受動喫煙の防止策を盛り込んだ条例制定について、県議会9月定例会において「年内に判断したい」と述べる。</p> <p>H26. 12. 2 知事が、県議会12月定例会で、受動喫煙の防止策について、条例ではなく防止を呼び掛ける宣言を策定する考えを明らかにした。</p> <p>H26. 12. 16 県庁舎や美術館、体育館などの公共施設の建物内禁煙率を2017年度、100%に引き上げ完全実施する方針を明らかにした。</p>

概要		主な内容
広島県	受動喫煙防止対策の条例化	<p>H27. 3. 16 広島県がん対策推進条例を制定 同条例に、強制力を伴わない受動喫煙防止規定を盛り込む。 受動喫煙防止にかかる章のみ、平成28年4月1日から施行。</p> <p>(主な内容) 施設の管理者は、次に定める措置をとらなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1種施設…禁煙又は喫煙所による分煙 →主に官公庁、学校など ・第2種施設…禁煙、喫煙所による分煙又はその他の分煙 ※その他の分煙…空間分煙や時間分煙 →運動施設、博物館等、交通機関、大規模小売店舗など ・第3種施設…禁煙、喫煙、分煙状況の表示 →飲食店、物販店、ホテル、旅館など ・第4種施設…区域での喫煙の努力義務、灰皿の設置の配慮 →学校、児童福祉施設、児童のための遊戯施設が設置された都市公園、停留所など)
その他	<p>○北海道美唄(びばい)市 平成27年2月に、美唄市受動喫煙防止対策条例(素案)について、パブリックコメントを実施。素案の内容には、罰則規定は含まれていない。 その後、平成27年第1回定例会への条例上程を見送る。</p> <p>○株式会社リコー 2015年1月5日から国内リコーグループを対象に、社内での喫煙、及び就業時間内の喫煙を全面的に禁止したと発表。社内の全面禁煙化に関しては、リコーグループが所有もしくは賃借するすべての敷地・建物内を対象範囲とし、リコー関係者だけではなく、来所される全ての方を対象。</p> <p>○韓国 2015年1月1日から、国内の全ての飲食店で喫煙が禁止。ただし、室内の喫煙室設置は許容。(従来は、100平方メートル以上の面積をもつ飲食店にのみ適用)</p> <p>○中華人民共和国北京市 屋内の公共施設とオフィス内での喫煙を全面的に禁止する法案を可決。施行は、2015年6月で、ほとんど全てのメディアでのたばこの広告も禁止。</p>	